

【風しん第5期定期予防接種の接種期間の延長について】

昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性で、平成 26 年 4 月から令和 7 年 3 月までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分で、かつ令和 7 年 3 月までに風しん予防接種を受けていないかたへ。

令和 6 年度中に麻しん及び風しん混合ワクチンの偏在等に起因して、接種対象期間内（令和 7 年 3 月末まで）に接種を受けられなかったかたを対象に、令和 9 年 3 月 31 日まで接種期間を延長することとなりました。

令和 7 年 4 月 1 日以降に接種を受けるかたは、以下の手続きにより接種が受けられますので、手続きをお願いします。

なお、今回の延長措置によって接種を受けるかたは、償還払いでの対応となります。接種にかかる費用には限度額が設定されており、限度額を超えた分については、自己負担となりますので、あらかじめご了承くださいますよう重ねてお願ひします

限度額　・麻しん及び風しん混合ワクチン 10,351 円（税込）
　　・風しん単独ワクチン 6,787 円（税込）

※令和 7 年 4 月現在の限度額です。

※今後診療報酬の改定等により限度額の変更がある場合があります。

対象者	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性であって、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分なかた
接種期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
対象ワクチン	麻しん及び風しん混合ワクチン（風しん単独ワクチンも可）



※最初に行っていただく手続きは、「①接種のための申請」です。

①接種のための申請

添付の「幸田町予防接種申請書」を記入の上、健康課にご提出ください。



②健康課より「予防接種の実施について（依頼）」を自宅に送付します。

※送付までには申請書受付後、10日から2週間程度かかります。



③予防接種を受ける

- ・「予防接種の実施について（依頼）」を持って、医療機関で接種してください。
(麻しん及び風しん混合ワクチン又は風しん単独ワクチンを接種してください)
- ・接種にかかる費用は一旦全額ご自身でお支払いいただき、医療機関から【領収書】と【予診票（原本）】を必ず受け取ってください。



④接種費用の払い戻しの申請

- ・接種した月の翌月末までに払い戻しの手続きをしてください。
(払い戻しの手続きには、【領収書原本】と【予診票（原本）】の添付が必要です)
- ・払い戻しの手続きのための書類・説明文等は、上記②送付時に同封します。



この機会に接種を
ご検討ください。

(問い合わせ・申請書提出先)

〒444-0113 幸田町大字菱池字錦田 84 番地
幸田町健康課（幸田町保健センター内）
TEL：0564-62-8158（平日 8：30 から 17：15）
FAX：0564-62-8217